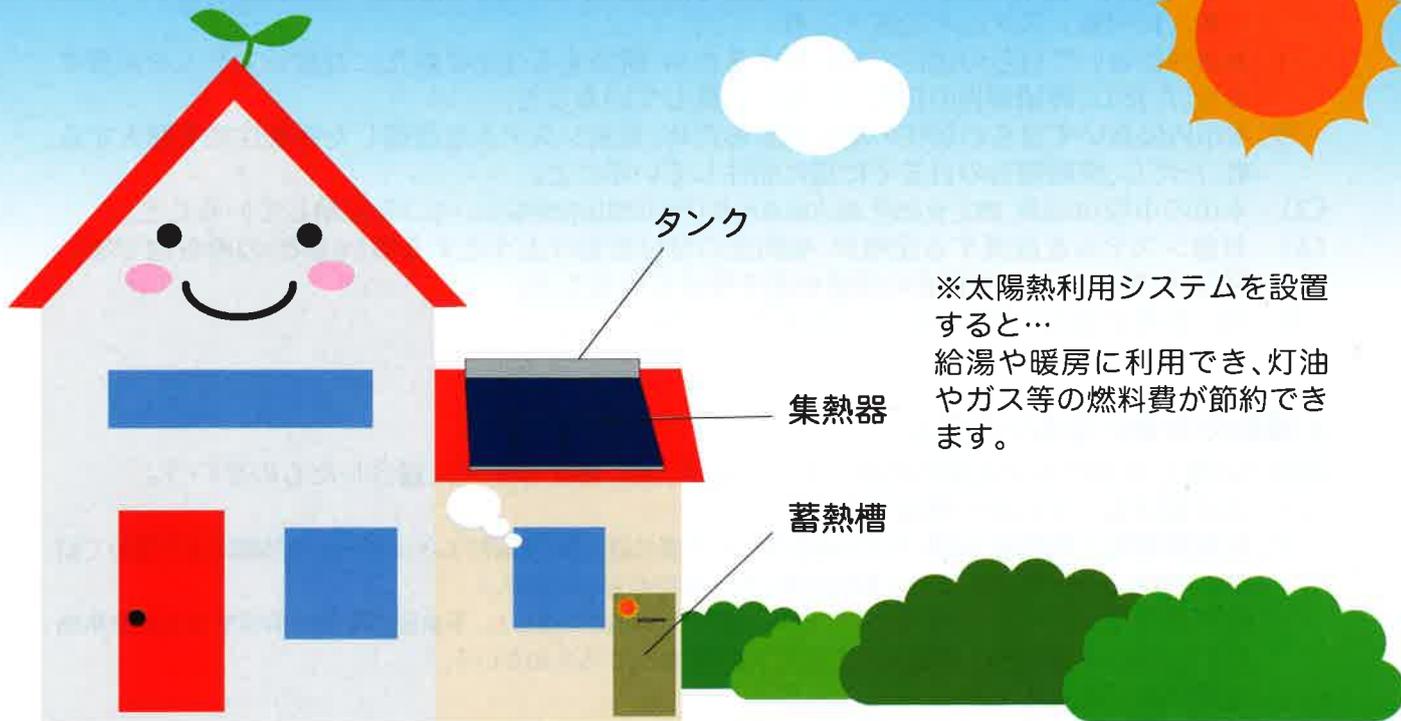


平成24年度

住宅用太陽熱利用システム 補助金制度について



- 申請期間：平成24年5月1日(火)～6月29日(金) (但し、土日祝日は除きます)
- 申請時間：8時30分～17時15分
- 補助対象経費：システムの設置に要する費用
- 補助金額：システム設置費用の10分の1または5万円のいずれか少ない金額
※予算には限りがございますが、先着順ではありません。申請が予算を超えた場合は抽選となります。
- お問い合わせ：那覇市 環境政策課 地球温暖化対策推進室
〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号(新都心銘苅庁舎4階)
TEL. (098)951-3392 FAX. (098)951-3230

セミナーを開催します!!

6月5日は「環境の日」

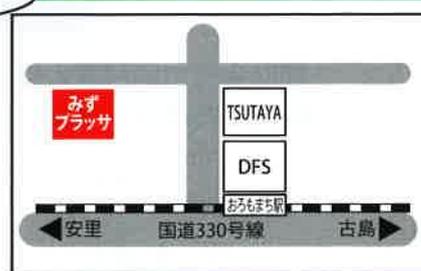
タイトル 自然エネルギーセミナー

日時：平成24年6月5日(火) 14時～16時

場所：那覇市職員厚生会館3階(みずプラッサ)

参加費：無料

申し込み：電話かFAXにて環境政策課へお申し込みください。



住宅用太陽熱利用システム補助制度の概要

1. 補助の対象

次に掲げる要件のいずれにも該当する方へ補助とします。

- (1) 平成24年度中に対象システムの設置工事契約を締結し、平成25年3月15日までに実績報告書を提出できる個人であること。
- (2) 次のいずれかに該当する個人であること。
 - ア. 自らが居住する本市内の住宅(住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に新たに対象システムを設置する者
 - イ. 本市内において自らの居住の用に供するため、新築する住宅に新たに対象システムを設置する者。ただし、実績報告の日までに現に居住していること。
 - ウ. 本市内において自らの居住の用に供するため、対象システムを設置した新築住宅を購入する者。ただし、実績報告の日までに現に居住していること。
- (3) 本市の市税(市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。)を完納していること。
- (4) 対象システムを設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者(申請者)の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- (5) 同一世帯で過去に補助金の交付を受けていないこと。

2. 補助の対象となるシステム

補助の対象となる住宅用太陽熱利用システムとは、次に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) 次に掲げるいずれかの機器であること。
 - ア. 自然循環型太陽熱温水器(住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するもので、貯湯部分と集熱器部分が一体型のものをいう。)
 - イ. 強制循環型ソーラーシステム(住宅の屋根等への設置に適した、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯又は給湯及び空調に利用するものをいう。)
- (2) 未使用品であること。
- (3) リース契約によるシステムではないこと。

応募方法

1. 必要書類

以下の書類を窓口を持参してください。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) その他添付書類
 - ① 対象システムの設置に係る契約書及び補助対象経費の内訳書の写し(申請時に契約を締結していない場合に限り見積書の写しでも可とする。)
 - ② 対象システムを設置する建物の所有者の承諾書(第2号様式)※所有者が別である場合に限る。
 - ③ 設置する対象システムの仕様がわかる書類(パンフレット等)
 - ④ 対象システムを設置する建物付近の見取り図
 - ⑤ その他市長が必要と認める書類

申請書等、書類様式は環境政策課窓口で配布しております。
また、那覇市ホームページからもダウンロードできます。

手続きの流れ

補助金交付申請書の提出
平成24年5/1(火)~6/29(金)

交付決定(不交付決定)通知

実績報告書の提出
~平成25年3/15(金)

